

NJ素流協 News

令和6年3月10日

第230号

令和6年3月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <https://www.soryukyo.or.jp>

東北地区原木トラック運送協議会が東北森林管理局へ「国有林材の効率的で安全な運送に向けた要望書」を提出

東北地区原木トラック運送協議会は、2月9日、秋田市の東北森林管理局において大政康史局長に要望書を提出し、要望事項の説明と意見交換を行った。

同協議会からは松田光治会長(有限会社三栄興業 代表取締役)を含む9名、協議会事務局を務める当組合からは鈴木信哉理事長、野田秀一経営企画課 課長補佐の2名が出席した。

東北森林管理局からは、大政局長のほか、森林整備部6名に対応いただいた。

はじめに、松田会長が「我々、原木運送事業者24社は、林業・木材産業における原木流通の役割を広くご理解いただくとともに、原木運送事業の発展に向けた取り組みを行っていくことを目的に、東北地区原木トラック運送協議会を立ち上げて活動しております。東北地区は国有林のウエイトが高い地域です。現に我々

も日々、国有林材を運送しておりますが、その中で、各地域の森林管理署様より、ご配慮いただいた点もございまして、引き続き取り組みをお願いしたいこともございます。国有林材の効率的で安全な運送が行えるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。」と挨拶し、大政局長あての要望書を手渡した。



大政局長(写真 右側)に要望書を提出

合同現地検討会と工場視察の継続

24年問題を目前に、原木運送車輛の大型化・フルトレーラ等の導入で対応策を講じているが、それに伴い、車輛に応じた林道が求められる。是非とも情報共有する場として、現地検討会や国有林材利用を目的とした木材加工工場の視察を継続していただきたい。

②林道幅員の拡幅

原木の大量輸送として林道幅員が重要なポイントとなっている。特にトレーラや大型トラックは内輪差が生じるため、カーブの拡幅が必要とされている。

このことから、各地域の森林管理署の林道拡幅工事施工事例をもとに、林道の拡幅、林道保全等のご指導を引き続きいただくようお願い申し上げます。

2. 生産事業について

●集材・極積みと林道の動線分割化
林道・集材作業道の動線を分割化していただきたい。

フオワード集材等の泥の引きずりは、湧水・雨水等により泥が林道に

1. 林道整備について

各要望事項等は以下のとおり。

①林道技術育成プロジェクトチーム

流され、堆積した場所が悪路化の原因になっていく。そこに、原木トラックが走行した場合「滑ってブレーキが効かない・止まらない」「丸太を積込むとスタックして前進・後退が出来ない」等、原木輸送の効率を妨げるだけではなく危険も生じている。また、泥水の飛び散りは、「検知径級の数字が読めない」「丸太の汚れ」等工場の納入の際、不利な要因となっている。

このことから、林道が有効的に利用できるよう動線の分割化をしていただくよう引き続きご指導していただきたい。

3. 中間土場の設置について

●大型トラック・フルトレーラによる直送が可能な中間土場の設置

林野庁の政策目標として国産材の供給・利用量の増加が挙げられており、素材生産量は増加傾向にある。それに伴って原木運搬量の増加も否めない状況にある。

原木の安定供給において原木輸送トラックの大型化（トレーラ等）は必須であり、それに対応した中間土

場が必要となっている。原木流通の変化に対応できるように引き続き中間土場（ストックヤード）の整備をしていただきたい。

4. 素材検知野帳文字サイズの拡大について

●極番号・径級・本数・材積等の記載表示の誤認防止

国有林材のシステム販売、委託販売の添付書類にて素材検知野帳をいただいている。原木運送において、極積み・仕分け確認で使用する際、数字の誤認や、FAXした場合に数字が潰れることを防ぐため、全体的に文字サイズを大きくしていただきたい。

5. 山土場位置図および配置図の共有について

●記載方法

国有林システム販売、委託販売、立木販売などの山土場位置図、配置図等の記載方法について、樹種・材積等の記載もしていただければもっと確認しやすくなるため、各森林管理署で共有していただけるよう、ご指導をしていただきたい。

6. 国有林請負生産丸太の中出し運搬事業の確立について

●大型トラック積込みのできる中間土場までの中出し運搬業務

令和6年4月1日より施行される自動車運搬業務等働き方改革関連法案において、時間外労働時間の上限、割増賃金の引き上げ、ハラスメント防止措置対策などが適用される。割増賃金は、時間外労働が月間60時間を超える場合、現行の25%から大手企業と同様の50%増となり、時間外労働時間の上限は、特例条項を含んだとしても、ドライバー1日の拘束時間は、最大で15時間、運転時間が9時間以内と定められる。

これからの原木運送は、「長距離運送」、「近距離運送」の振り分けがより一層必要となる。最も労働時間が掛かる長距離運送を少なくし、近距離運送を増して収益を補う等が必然的な対策となるが、近距離運送を…となると、納入先が伐採現場（土場）から一番近い工場となる。その際、地域を越えての運送業者間に生じる問題が課題となる。また、法改正で

懸念されるのが、ドライバーの退職による事業の縮小、事業撤退である。

そこで、国有林業種別請負事業として、「中間土場までの中出し運搬業務の請負事業」を復活していただきたい。この事により、地域間の問題解消、仕事の確保につながる中出し運搬業務の入札が出来るようにしていただきたい。

7. 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業について

●原木運送トラック購入補助交付金の活用実績

原木運送トラック（緑ナンバー）の購入累計は、25トトラックⅡ8台、22トトラックⅡ7台、フルトレーラⅡ5台、（全てグラップル搭載車、トレーラを除く）、交付金額は約296,000（千円）となっている。また、平ボデイトラック、林業用グラップル単体等項目を追加していただいている。

大政局長からは、「山の状況を見ながらできる限り対応できるところは、対応していきたいと思っっている」等お話をいただきました。

この度の要望活動において、東北森林管理局大政局長、森林整備部担当職員の方々に厚く御礼申し上げます。

トピックス

素材生産の労働災害撲滅 Q&A その2

大径木・困難木編

前号に引き続き、今回は、大径木・困難木の伐倒についてQ&Aを作成しました。今一度、安全確保のご確認をお願い致します。

Q1 大径木・困難木を伐倒するときには注意が必要なことはなんでしょう？

危険予知が最重要です。 大径材・困難木を安全に伐倒できる「追いつる切り」をマスターして、面倒がらずにサツと使えることも重要です。最近人気のある大径広葉樹の伐採には必須のテクニクです。くさびも必ず使ってください。

Q2 大径材の伐倒テクニクとは？

受け口を切るときには必要に応じて、芯切りや突っ込み切りを行います。

伐倒は、立木の状況に応じて「追いつる切り」を行うことが重要です。根張りが大きい場合には、狙った方向に伐倒するため追いつく側以外の「根張切り」を行います。

伐倒時の跳ね上がりを防ぐために、受け口の伐倒方向側にある根株の角を切り落とす「受け口の角切り」をして伐倒時の跳ね上がりをできるだけ少なくします。

※角切り・ジャガイモの煮崩れ防止の面取りと同じですね。

Q3 困難木とはなんですか？

①偏心木・二又木、②枝がらみ・つるがらみの木、③裂けやすい木、④あばれ木・腐朽木・空洞木、⑤被害木（転倒木・折損木・欠頂木）、⑥急傾斜地にある立木等伐採作業が困難な木、⑦伐木作業にけん引具・胴べ

ルト、移動式クレーン等の装備が必要な木です。

Q4 ①偏心木・二又木の伐倒テクニクとは？

●偏心木の場合

伐倒方向は重心方向を避けて、重心の方向から30度程度左右方向とします。

受け口は深めにします。追いつく口の高さは、通常的位置より高くしてください。

「追いつる切り」が推奨されます。裂けやすい木は必要に応じて裂け止めをします（Q7参照）。

●二又木の場合
作業者に次の措置を講じる義務があります。

異なる方向に傾いている二又木は、割り木にして小さい木から伐倒します。

同じ方向に傾いている二又木は割り木にして下の木から伐倒します。

高い位置で二又になっている木は、伐倒方向の選定に特に留意してください。

Q5 ②枝がらみ・つるがらみの木の伐倒テクニクとは？

●枝がらみの場合

可能な限りからんでいる枝を取り除いてください（高枝（たかえだ）用鋸の活用）。

取り除くことができない場合は、枝がらみの木が斜面上下にあるものは下方の木から伐採してください。

左右に位置している場合は小さい方の木から枝がらみの方向と反対方向に伐倒してください。

●つるがらみの場合
可能な限り伐倒前につるを取り除いてください（高枝用鋸の活用）。フジ、ヤマブドウ、クズは枯れていても強いので注意してください。

つるが複数の木に絡んでいる場合は、作業者の単独作業は避けてください。指名した作業指揮者が作業計画に即して指揮を行う必要があります。

す。

Q6 ③裂けやすい木はどんな樹種ですか？

ナラ、クリ、クルミ、サクラ、ホ
ウノキ、ミズキ、セン、ケヤキ、キ
ハダ、ミズメ、ウダイカンバ、ケン
ポナシなどの高級有用樹、ヤチダモ、
ハンノキ、ウリハダカエデ（カエデ
類全般）、ネムノキ、カラスザンショ
ウなどです。

**Q7 ③ 裂けやすい木の伐倒
は、どうしたらよいですか？**

裂けやすい木がある場合は、作業
計画に記載し、伐採着手前にテー
プ等で表示をします。あらかじめ作業
者に分かりやすい表示をしなくては
なりません。必要に応じて「**裂け
止め**」をしてください。

※裂け止め…ワイヤーロープ、ロー
プ等を4〜5回追い口上部（素材元
口部分）に強く巻き付けること。

裂けやすい木は「**追う切る切**」
をしないと3m以上も裂けてしま
うことがあります。家具用材が燃料材
になってしまいます。

もったいないし、危険だし、ここ
は「**裂け止め**」と「**追う切る切**」
の出番だね。

**Q8 ④ 暴れ木、腐朽木、空
洞木はどうしましょう？**

●暴れ木の場合

樹形をよく観察して伐倒方向を見
極めます。枝張りが大きく予想外の
方向に倒れることがあるので、退避
場所の確保と「**追いつる切り**」が必
要です。

●腐朽木、空洞木の場合

伐倒する木の根元や幹をハンマー
などで叩いて腐朽の状態を確認して
ください。特に根元の形状や幹及び
枝の樹皮を見て怪しいと感じる木は
慎重に行ないます。腐朽部へのチェー
ンソーの突っ込み切りでも確認でき
ますが、確認時には健全部分を切らな
いようにしてください。

腐朽が中心部まで広がっている木
の受け口は、通常より浅めの伐根直
径の5分の1〜6分の1程度としま
す。つる幅は通常より大きめで幹の
10分の1〜10分の3程度を目安とし
ます。

伐採位置は幹に腐朽が侵入してい
る高さを予測して、腐朽程度の少な

い箇所を鋸断します。作業安全のた
め切る高さは1メートルまでとして
ください。

腐朽木・空洞木が、根張りによっ
て樹体を支えている場合、根張りを
切ってしまうと樹体を支えられなく
なり、追いつく切りの途中で突然倒れ
たり、割れたりすることがあるので、
**腐朽木・空洞木には、「根張り切り」
を行わないでください。**

伐倒する際には、常に伐倒中の回
転や幹の割れなど木の動きに注意を
払います。
また、腐朽木・空洞木の枝は枯れ
ていることが多く、振動によって落
下することがしばしばあるので、上
方にも注意が必要です。

**Q9 ⑤ 被害木（転倒木・折
損木・欠頂木）はどうしまし
よう？**

●被害木

曲がっている木の切り離しは、曲
りの内側から切れ目を入れ、次に外
側から鋸断します。

跳ね返りに備えて、すみやかに移

動できる退避所を事前に確保します。

●転倒木の場合

根株が起きている転倒木の切り離
しは根株が落ちてくる（転動）方向
を見極めた上で作業します。重なっ
て倒れている転倒木は、切り離れた
材をウインチ等の牽引具を使って順
次引き出しながら作業を行います。

特に急斜面の転倒木は切った途端
に落ちてくること（転動）があるので、
転動防止の杭や牽引具が必要です。

また、転倒木や伐倒木に伏せ込ま
れている枝は、鋸断すると大きく跳
ね返ることがあります。下方からの
危険にも注意を払いましょう。跳ね
る枝は井上尚弥4冠のアップより
速い！

●折損木・欠頂木の場合

折損木はグラップルやウインチで
折れた部分を引き落として欠頂木と
して処理します。

欠頂木は重心が幹の中心部にある
ため重心線の移動が行いにくいので
受け口を大きく作り、必ずくさびを
使用します。

Q10 ⑥急傾斜地にある立木等伐採作業が困難な木はどうしましょう？

先ずは、安全に伐採ができる作業場所と伐採木が倒れ始めた時にすみやかに移動できる安全な退避所と経路をよく吟味してください。

急傾斜地では、跳ね上がりにより伐採木が大きく移動することがあるので、受け口の伐倒方向側にある根株の角を切り落とす「受け口の角切り」を行って伐倒時の跳ね上がりができるだけ少なくします。

急斜面の転倒木は切った途端に落ちてくること(転動)があるので、必要により転動防止の杭や牽引具を使用します。

【後記】

大径木と困難木伐採の労働災害撲滅のミソは、現場の危険予知と退避、「サツと使える追いつる切り」であるとつくづく。

余談ですが、林業では、通常「伐る」を用いるので、本規程で使われ

ている「切る」には、なじめないな〜と思いつつ作成しました。違和感を覚えた方も多いのではありませんか？

**令和5年度
職員視察研修in三重県**

職員の森林・林業や木材の地域との関わりについての知識や理解を深めることを目的として、2月15〜17日に三重県へ視察研修に行っていました。

1. 鈴鹿木材株式会社(鈴鹿市)

森代表取締役、輸出担当の李課長ならびに石井氏にご対応いただき、東海地方の原木の流通や市売の状況



視察を受け入れていただき心より感謝申し上げます

についてご説明いただきました。

2. ウッドピア松阪(松阪市)

コンビナートの総合管理を担っているウッドピア松阪協同組合工藤事務局長にコンビナートの機能についてご説明いただき、また広大な敷地に広がる市場や製材所や加工工場など各事業所をご案内いただきました。



見渡す限りに広がる樅積みされた原木

3. 株式会社日新三重工場(多気町)

赤尾取締役工場長と藤林次長、そして日新林業株式会社から中本課長も駆けつけていただき、ご対応いただきました。

この研修で学んだことを活かし、円滑な原木流通にさらに貢献して参ります。



見学に入る前に工場の基礎情報をレクチャーいただきました

**令和5年度
第2回東北地区需給情報
連絡協議会が開催**

当組合が事務局を務める「令和5年度第2回国産材の安定供給体制の構築に向けた東北地区需給情報連絡協議会」が、1月15日にオンライン開催され、林業・木材産業関係者、学識経験者、林野庁職員、地方自治体職員等約35名が出席しました。

林野庁から、木材輸入の状況、東北地方の木材需給動向、構成員に実施したアンケートの結果等について報告があった後、座長を務める秋田

県立大学木材高度加工研究所所長 高田教授の進行のもと、川上から川下までの各業種における現在の需給動向、現場の人材確保等について意見交換が行われました。

お知らせ

令和5年度 第2回 林業講演会を開催します

令和5年度の第2回林業講演会を次のとおり開催します。

【テーマ】「素材生産が安定・安心してできるウッドチェンジの取り組み」

【日時】令和6年3月14日(木)

13時15分～16時30分

【会場】ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング 4階メトロポリタンホール(定員60名)

※Zoomウェビナーによるオンライン配信も行います。

【内容】

●講演①「森の価値をモリアゲよう！」

株式会社 モリアゲ

代表取締役 長野 麻子氏

●講演②「環境配慮型建築と」森と

生きる」ための取り組みについて(仮)

株式会社 ADX

代表取締役 安齋 好太郎氏

●意見交換

理事長の進行により、講演者との意見交換及び会場との質疑応答を行います。

内容の詳細につきましてはNJ素流協ホームページをご覧ください。講演の詳しい内容は次号掲載いたします。

※参加申し込みは既に締め切りしました。

相続登記等の義務化が始まります！

この4月1日から、不動産の相続人は3年以内に相続登記をすることが義務付けられます。申請を怠った場合には、10万円以下の過料の適用対象となる場合があります。相続した場合には、すみやかに登記申請を行ってください。

また、令和8年4月1日からは、所有権の登記名義人に住所等の変更登記が義務付けられます。

安全衛生に関する経費の補助があります！

【対象】

認定事業主・選定経営体等

【補助事業の条件】

●安全衛生装備・装置の導入と労働安全研修をセットで行うこと

●農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範・林業)の「事業者向けチェックシート」を提出すること

●事業完了までに林業労働安全強化対策事業に伴う作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受診すること(受診に伴う経費は不要)

【申請締め切り】

3月29日(金) 17時必着

.....

詳しくは、林業労働安全確保対策事業事務局(株式会社森環境リアライズ)のホームページをご覧ください。



申請サポートが必要な組合員様は、当組合へお電話を!!

経営企画管理部からのお知らせ

組合員様、従業員の皆さんに、自分の伐った木は、どのような製品になり、どのように世の中の市場に出されているか知りたい、勉強させたいと思ったことはありませんか？

工場見学等イベントを組みたい方は、ぜひご相談下さい。アレンジ・アテンドいたします！

担当：経営企画管理部 一条

営業企画部からのお知らせ

とび腐れのないスギ中目材は人気です!!

出材希望の組合員様は営業企画部までご連絡下さい。納入希望の規格等お知らせいたします。

NJ素流協 各部署からのお知らせ

ちよつと気になる木の話

92

原木市場流通と山元直送流通 — N J 素流協の機能 —

当組合では、山元直送流通の出荷者(素材生産業者)と納入者(木材加工業者)のマッチングを業務としている。「原木市場の今後について」は、以前述べたが、今回は機能の比較について詳しく解説したい。

原木市場で、一般材を販売するとすれば、出荷者山元から様々な①樹種、②長級、③径級があっても、トラックで合積みして運ぶだけで良い。同じスギであっても市場側が、径級を検知して、極積みをしていき、販売物件番号をつけて、入札に掛けることとなる。結果、販売先から代金を回収して、出荷者に戻すこととなる。そこには、極積み料、販売手数料が掛かり、この金額を差し引いて、出荷者に支払われることとなる。こうした極積みをして、販売物件番号をつける作業とは何なのかである。それは、丸太の買手(製材工場等木材加工業者)毎に、欲しい径級・品質で高く買う買手を手頭の中に深く刻んでいるのである。高く売れば、販売手数料も手数料率でかけ算するので、利益も確保されるのである。

ということは、8〜13cm、14〜16cm、18〜22cm、24〜32cm、34〜50cm、といった区分は製造する製材品、製材機械等の情報を完全に情報として整理しておくことが必須である。径級だけでなく、2m、3m、3・65m、4m、6m等長級の必要工場も同様である。

それでは、山元直送流通ではどうかである。当然市場流通と同様の事を行わなくては、対抗できなく負けてしまうことになる。山元での出荷者が、原木市場にある極積み料、販売手数料の必要機能を代替しなくてはならないのである。出荷者が山元で必要な長級毎に採材して検知して、種分けしてとなると出荷者が原木市場機能を代替していることとなり、その経費分を自己収入とするのである。「うくん、でもその採材・種分けするには、この長級・径級なら高く買う納入先の情報は、原木市場と同様に山元で持っているの?」そこが肝心なところである。この情報がなければ、供給者は代替機能を發揮できないのである。

そこで、当組合の登場である。納入先毎の求められる樹種・長級・径級毎の単価・必要量を供給者に提供して、原木市場流通の代替を図っているのである。よく言っている情報流の確立である。この情報流を供給者(素材生産業者)の山元での採材、検知、種分け機能が相まって、山元直送流通が原木市場流通と対抗できることとなるのである。

もう一つ忘れてはならないのは、販売代金回収機能である。原木市場と同等に出荷者に代金が入らないことがないようにすることが必須である。そのため、原木市場と同様に販売手数料の中に代金回収機能を發揮することを当組合で行っている。

ということで、これが山元直送流通での当組合の役割かとするとまだ追加機能が必要である。

原木市場では、買手が販売する丸太を見た上で購入する。俗に言う現物熟覧である。山元直送は、買手は、現物熟覧しない。そのため、納入した丸太にクレームが入る。かつて主流で、今でも行われている製材工場等納入のクレーム処理である。「こんな品質の丸太じゃない」「この径はうちの工場は挽けない」「持ち帰り」「値引きしろ」である。このクレーム処理を山元直送では、当組合で担うこととなる。

そして最後は、価格交渉である。原木市場なら、入札の一番札で落札であつて、価格交渉は業務ではない(一部不落札物件の随意契約はあるが)ここで、納入先との価格交渉についても行うことが追加業務となる。

ちよつと待って!原木市場は入札結果と言ったが、元々の最低販売予定単価を定めないと落札できないので、ある意味、同様の機能を發揮する必要があるともいえる。出荷者がこれ以下では売らないと自ら定める場合もある。この販売予定単価をどうやって定めるかといえば、あちこちの工場が、製品単価の上下動をみて、今ならこれ位で買うという、またまたの情報流の世界である。ということで、再び情報流の業務となる。でも、一番は、小さい業者は、大きな工場には価格交渉も納入希望も相手にされないが、まとまって対応すれば、当組合の役割である!! わざわざ今さらとの読者もいると思うが、木材流通の基本として、原木市場でなく、山元直送に流通を変えて、手数料カットしているだけでなく、機能をカバーしていることを認識することが今回の意味である。でも、一般材でない銘木高級品は、買手は現物を見ないと買わないので、原木市場の継続して持っている役割である。また、当組合のような機能をもつ組織がないエリアは:。

令和6年2月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	11,164	88.0	115.2	12,008	114.5	128.1	23,172	100.0	121.5
カラマツ	5,727	105.1	136.5	93	65.1	*	5,820	104.1	138.7
アカマツ	3,829	176.3	125.2	405	136.3	228.4	4,233	171.5	130.8
その他	0	*	*	834	455.9	269.2	834	455.9	269.2
合計	20,719	102.0	122.2	13,340	120.1	135.3	34,059	108.4	127.1

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	3,634	79.4	203.0
カラマツ	4,390	108.6	145.1
アカマツ	1,545	76.6	96.4
その他	358	324.6	*
合計	9,927	92.4	154.7

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m ³)	製材・集成材・その他用 (m ³)	計 (m ³)	燃料用 (t)
スギ	124,893	97,061	221,955	58,236
カラマツ	56,381	2,331	58,712	47,785
アカマツ	24,440	1,945	26,386	19,555
その他	0	4,825	4,825	4,152
合計	205,715	106,162	311,877	129,727
目標達成率 (%)	85.7	60.7	75.2	96.1
計画量	240,000	175,000	415,000	135,000

注) *印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和6年2月の需給動向】

- 合板製品の販売不振により、各合板工場の減産が強まり3月以降も継続して減産される。
- スギの出材が減り、製材・集成材用スギ原木の引き合いが強い！特に製材用原木が不足の状況。
- アカマツ（合板用材）の引き合いも弱まる傾向。4月以降は更に厳しくなる見込み。

耳からウロコ

日本建築学会の変化

―伊勢湾台風と真逆の木造化推進役へ―

林野庁と国土交通省との関係には、業界団体のバックもあるが、学会も深く関わっている。国土交通省に係る学会としての代表は日本建築学会である。

かつて、当該学会は、木造禁止を決議している。1959年（昭和34年）

9月に伊勢湾台風による大被害が発生する。死者4,697名、不明401名、被害住戸833,965戸である。

83万戸とは、近年の災害と比較しても膨大である。即10月には日本学術会議で「災害の基本対策確立のための機関設立の意見書」が出される。この中に、「火災・風水害防止のための木造禁止」

を調査対象にすると書かれている。11月には、建築学会大会で「建築防災に関する決議」が満場一致で可決。この中に「防火耐風水害のための木造禁止」

が決議されている。時は流れて、2009年12月、建築学会が筆頭となる建築17団体が「建築関連分野の地球温暖化対策ビジョン2

050」を発表している。「方針2-3 森林吸収源に貢献する」として次のように書かれている。

「森林はCO₂の吸収源として貴重な資源であり、長期的な計画に基づく利用・育成が不可欠である。その一方で、建築産業は木材の最大需要者であるが、建築に取り込まれた木材は吸収した炭素を貯蔵する効果がある。違法伐採による木材の使用禁止や、間伐材を含めた国産材の積極的利用など、建築における適正な木材利用を通して、森林吸収源対策に貢献する。」

全く真逆の方針転換である。カーボンニュートラルな都市・地域や社会の構築の項である。森林・林業・木材産業界も、カーボンストックが鍵となることを建築サイドと一体となって取り組む必要がある。

国産木材を活用した住宅の表示制度の住宅ラベルは真に、この具体化である。

最後に、伊勢湾台風では王子製紙の工場も被害を受けた。労使交渉でもめていたが、責任者は、仕事より被害にあつた人々を助けるとの指令で、労使関係は正常に戻り、林学系では珍しく後に社長となった。この対応は林学系だから？本人の性格・技量かな。